

インターネット上の著作権侵害コンテンツ をめぐる状況について

平成22年2月16日

内閣官房 知的財産戦略推進事務局

I .全体状況

コンテンツ産業の現状

コンテンツ産業は経済的な波及効果大きい。また、新しいネット配信ビジネスは大きな潜在力を有している。しかし、インターネット上の著作権侵害コンテンツが大きな問題となっている。

○経済的波及効果や文化的影響力が大きいコンテンツ産業

○コンテンツのネット配信ビジネスが伸張しているが十分ではない。

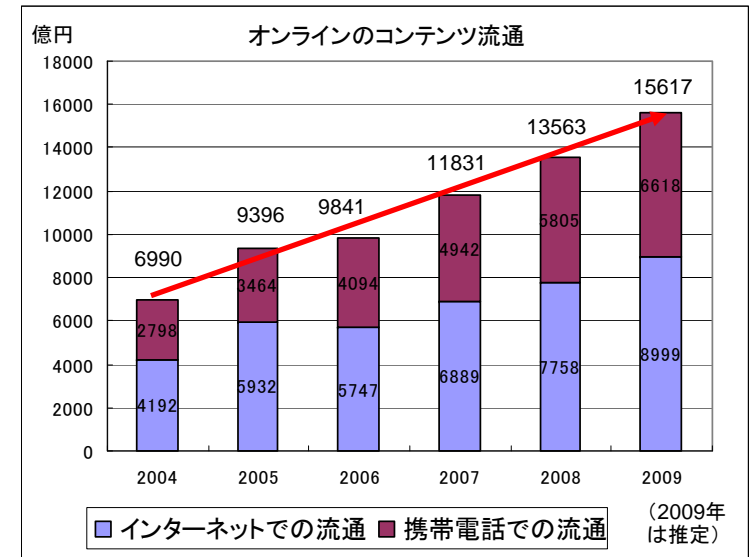
幅広い産業への波及効果
観光業、サービス業、
農林水産業、製造業、...

輸出拡大
アニメ、マンガ、
ゲーム、工業製品、...

対日イメージの向上

○日本のコンテンツは海外で高く評価

(例)「おくりびと」:アカデミー賞外国語映画賞受賞
「崖の上のポニョ」:全米約900以上の映画館で公開



(出典: デジタルコンテンツ白書2009)

しかし、甚大なネット上の著作権侵害コンテンツの被害により産業の成長を阻害

著作権侵害コンテンツの増加の背景

2001年のプロバイダ責任制限法制定時と比べると、ブロードバンド環境の飛躍的な進展とそれを背景とした動画共有サイト等の普及、ネットユーザーの大幅な増加や機器の性能の向上など様々な要因によりアップロードが容易となり、インターネット上の著作権侵害コンテンツが増加している。

ネットの通信速度の向上

	ダイヤルアップ	ADSL	FTTH
通信速度	64kbps	ダウンロード 1.5～約50Mbps、 アップロード 0.5～約12Mbps	100Mbps～ 1Gbps
データのやり取りに要する時間 (ダイヤルアップ64kbps、ADSL10Mbps、FTTH100Mbpsとして算出)			
CD1枚 (640MB)	約1日	約10分	約1分
DVD1枚 (4.7GB)	約1週間	約1時間	約7分

ブロードバンド環境の飛躍的な向上に伴い、データ量の大きな動画ファイルなどのやりとりが簡単に

新しい利用形態の登場



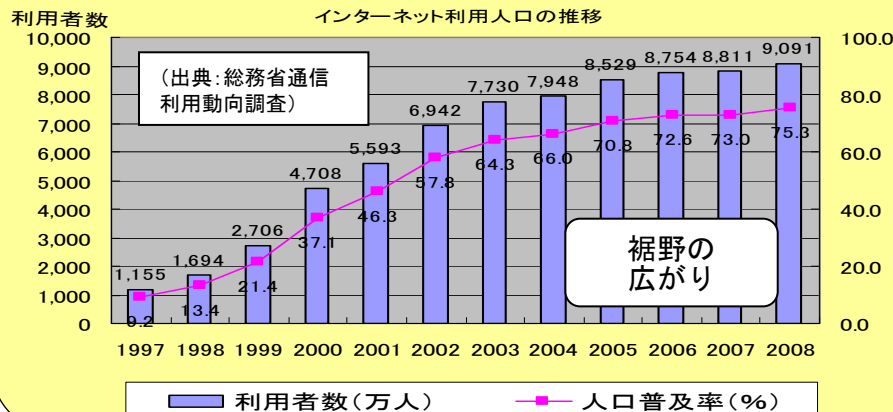
「Winny」による被害実態 (2006年)

ある日の6時間に21万ユーザーのコンピューターでWinnyが利用
(音楽ファイル: 約61万ファイル、ゲームソフト: 約117万タイトル、ビジネスソフト: 約61万タイトル、アニメーション: 約18万タイトル、コミック: 約159万タイトルを交換)

(出典: ACCS, JASRAC資料)

動画共有サイト、ファイル交換ソフト等の「コンテンツを持ち寄り、共有する」形態が登場、拡大

ネットユーザー数の増加

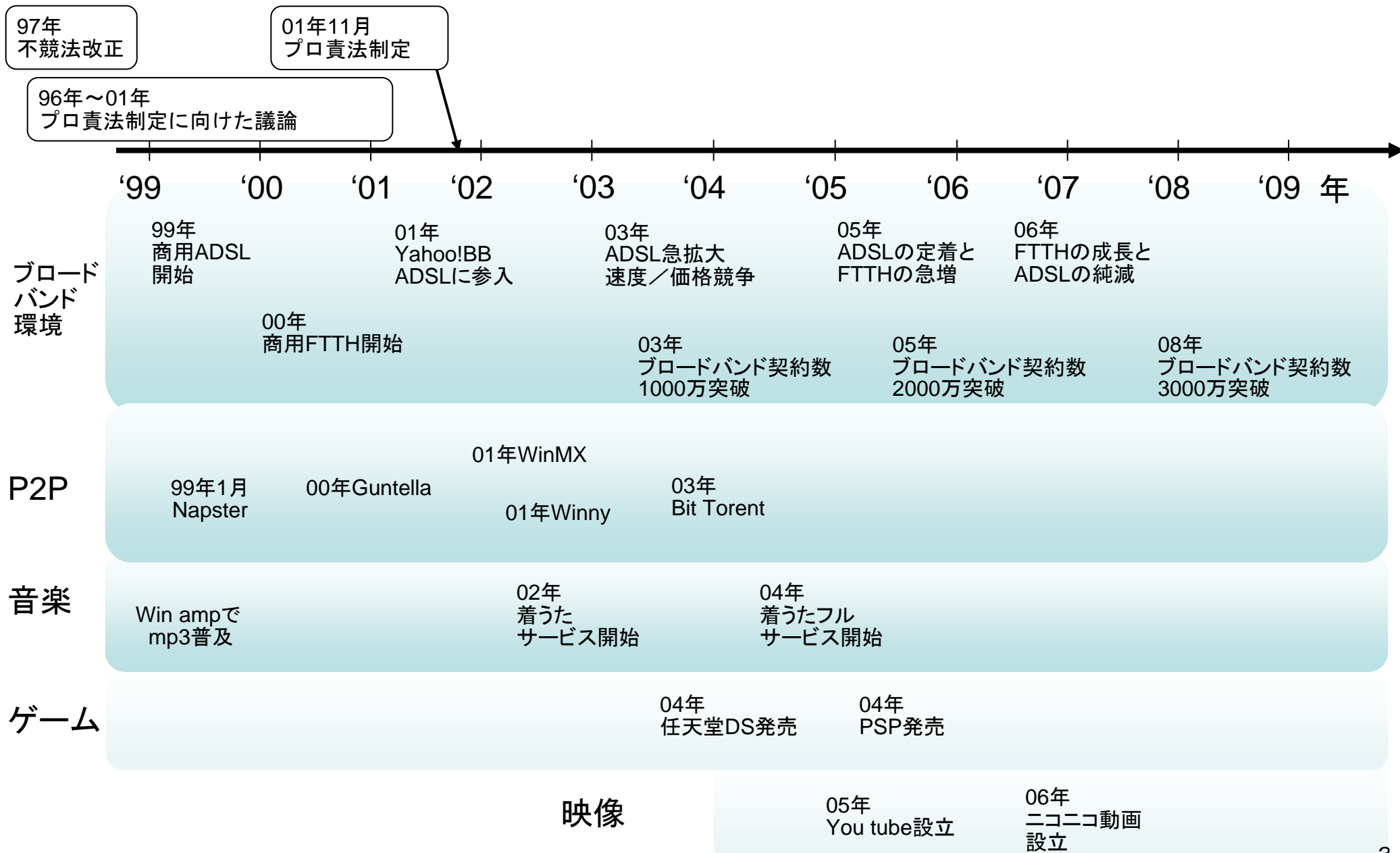


機器の性能の向上



パソコン、携帯電話の機能の向上や、スマートフォンの登場、などでどこからでも気軽にネットへアクセス可能に

インターネット環境の変化について



具体的な被害状況について ① 掲示板・動画共有サイト

掲示板や動画共有サイトにおいて膨大な量の日本のコンテンツが違法アップロードされており、権利者側で削除要請しようにも対応が追いつかない。

・ 携帯電話向け 着うた・着うたフル 被害実態 (2008年)

正規を上回る違法ダウンロード数

○違法ダウンロード数 : **4億700万ファイル(推定)**

○正規ダウンロード数 : **3億2900万ファイル(推定)**

(出典:レコード協会資料)



正規版市場を上回る量

掲示板サイトによって違法着うた(音楽)を誰でも簡単に入手可能

・ 日本のアニメ映像に各国語の翻訳字幕を挿入(ファンサブ)

○日本でテレビ放送終了後、**24時間後**には中国語版、**36時間後**には英語版等が流出。

○ある特定の番組が**1週間に600万ダウンロード以上**視聴。

(推定)



テレビ放送24時間後には英語字幕付きのアニメが流通

ファンサブ

・ 放送コンテンツ・ドラマ 被害実態 (2008年)

ある6週間の特定ドラマでは、**海賊版動画検出数 : 692件**、**総再生回数 : 120万回以上**

(出典:日本女子大学資料)



日本の人気放送番組はすべて放送後すぐに視聴可能

・ コミックをスキャナで取込んで、セリフ部分を各国語に翻訳(スキャンレーション)

人気作品は、**日本で発売された1週間後**には流出。

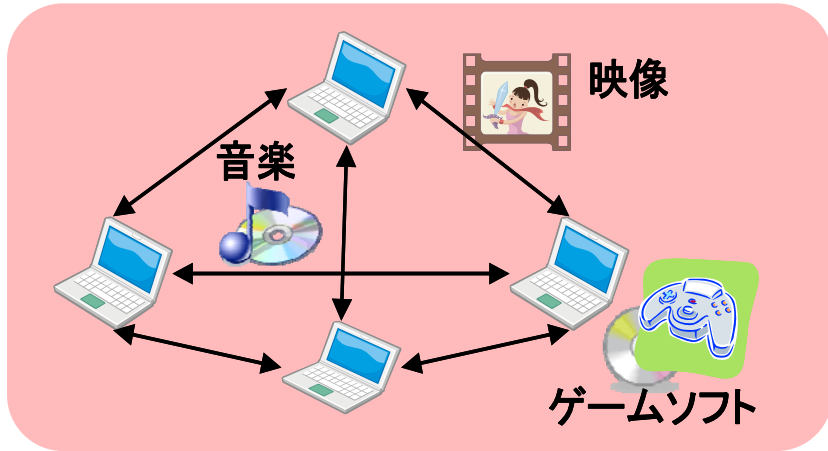


日本で発売後すぐにマンガをスキャナで取り込み、英語訳が付けられて流通

スキャンレーション

具体的な被害状況について ② ファイル共有ソフト

P2P (winnyなど)を利用して違法な映像・音楽・アニメ・ゲームソフトなどが大量に交換されている。侵害者を突き止めるのに膨大なコストがかかる上、管理者がいなためネットワーク上からの削除が難しい。



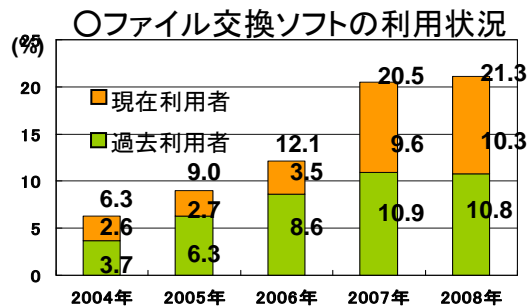
・「Winny」による被害実態（2006年）

（出典：ACCS、JASRAC資料）

ある日の6時間で推定 **約100億円**

（音楽ファイル：約4億円、ゲームソフト：約51億円、
ビジネスソフト：約20億円、アニメーション：約17億円、
コミック：約7億円）

違法な音楽ファイル交換（パソコン）



（出典：ACCS・RIAJほか「ファイル交換ソフト利用実態調査」[2008年9月実施]）

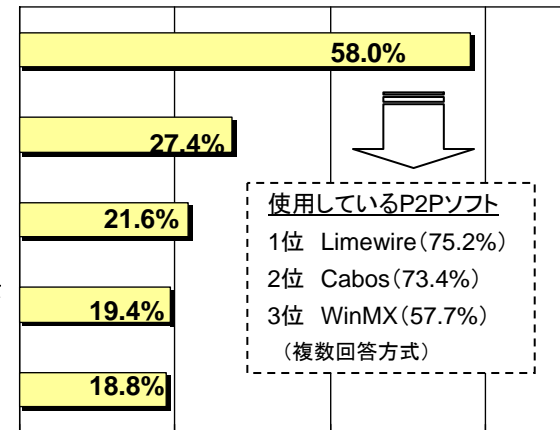
○音楽のファイル交換に利用されるソフト

- 1位 Winny (28.4%)
- 2位 Limewire (18.3%)
- 3位 Cabos (15.1%)

（複数回答方式）

ファイル共有ソフト利用の理由・目的

- 無料で音楽がダウンロードできる **58.0%**
- 無料で映画がダウンロードできる **27.4%**
- 無料でアダルト映像がダウンロードできる **21.6%**
- 無料でミュージッククリップがダウンロードできる **19.4%**
- 発売前の音楽がダウンロードできる **18.8%**



- 使用しているP2Pソフト
- 1位 Limewire (75.2%)
 - 2位 Cabos (73.4%)
 - 3位 WinMX (57.7%)
- （複数回答方式）

0% 20% 40% 60%

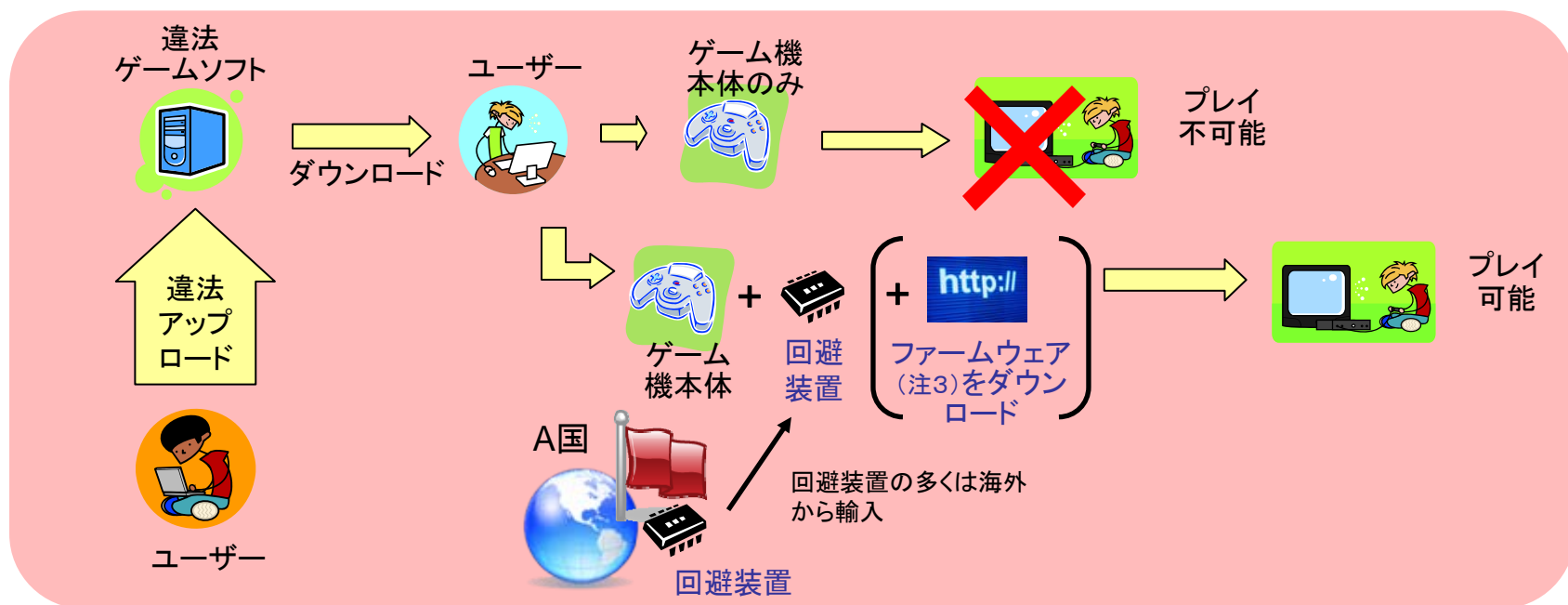
（出典：ACCS・RIAJほか「ファイル交換ソフト利用実態調査」[2008年9月実施]）

具体的な被害状況について ③ アクセスコントロールの回避

ゲームやDVDにおいてアクセスコントロールを不正に回避する行為が多発。違法ゲームソフトが利用可能となるマジコン(注1)やモッドチップ(注2)などの回避装置の多くは海外から輸入されている。これらの回避装置の利用を通じたゲームの被害額は日本だけで5千億円に上るとの試算も。

- ・ゲーム機には違法ゲームソフトを正常に機能させない仕組み(アクセスコントロール)が搭載。
→ マジコン等の回避装置によりネット上に流出する違法ゲームソフトが利用可能に。

- Winnyによる被害実態では、ある日の6時間で約51億円相当。
- 違法ゲームソフトは日本国内だけで約1億2000万件以上(被害額5千億円以上)の試算も
- 韓国関税庁の1日の取締りでマジコン7万5千個(約1億5500万円相当)を摘発



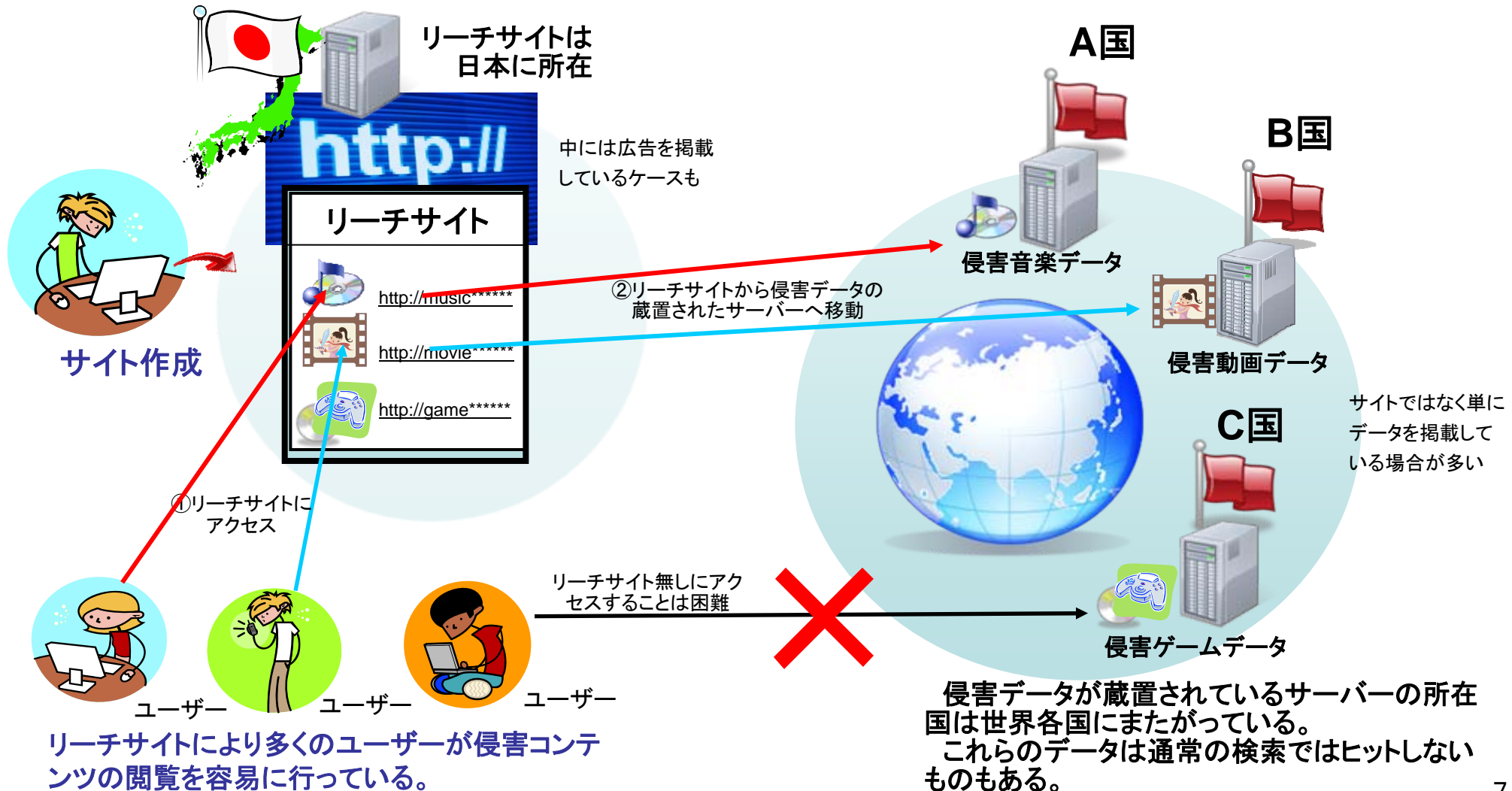
注1: マジックコンピューターの略。DS等のゲームのセキュリティを回避してゲームを動作させる機器の総称。

注2: PS等の内部に取り付けることでセキュリティチェックを回避する機能を持ったICチップ

注3: ゲーム機、家電製品のように、コンピュータシステムを組み込んだ電子機器本体(組み込みシステム)にいろいろな動作をさせるためにダウンロードするソフトウェアのこと。

具体的な被害状況について ④ 「リーチサイト」

世界中の様々なサーバーに掲載されている著作権侵害コンテンツへのアクセスを容易にするため、それらへのリンクをまとめて掲載するリーチサイトが数多く存在し、著作権侵害コンテンツの閲覧を助長している。



(参考1) 模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の交渉について

背景

- 模倣品・海賊版の形態が多様化・複雑化。(第三国経由の模倣品・海賊版輸出等)
 - 近年では、デジタル環境の発達により、「モノ」だけではなく、インターネット上の侵害も深刻化。
- ⇒これらに対処するために、①強力な法的規律の形成と、②国際協力推進、③執行実務強化を柱とした高いレベルの新たな法的枠組が必要。

経緯

- 2005年G8サミットで総理(当時)から必要性を提唱。日米共同イニシアティブの下、議論をリード。知財保護の志の高い国が協議に参加
現時点での交渉参加国・地域:日本、米国、EU、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、豪州、NZ、モロッコ
- 2008年6月から条文ベースの交渉開始。米国の政権交代を経て2009年夏に交渉再開。これまで7回の交渉会合を実施(直近は本年1月)。
- 次回会合は本年4月の見込み。2010年中の交渉妥結が目標

構成

2009年11月から議論開始

I. 法的規律の形成

○デジタル環境における執行 (インターネット上の著作権等侵害等、新たな技術が知財執行にもたらす特別な課題を規定)

- ・プロバイダの法的責任の制限
- ・技術的制限手段の回避(例外と制限を含む)
- ・権利管理情報の保護 等

○民事執行

- ・適切な損害額の定義、損害額の算定
- ・司法当局等の差止命令権限及び暫定措置
- ・合理的な訴訟の費用の償還 等

○国境措置

- ・取締りの対象範囲(輸出及び通過の取締り)
- ・権利者による税関への申立手続
- ・職権による物品の差止め
- ・侵害物品の没収及び廃棄の手続
- ・侵害物品の保管及び廃棄の費用 等

○刑事執行

- ・商標権及び著作権の侵害に対する手続及び罰則
- ・侵害の疑いのある物品等に係る司法当局の差押及び没収の権限
- ・模倣ラベルの取引及び視聴覚的著作物の盗撮に対する手続及び罰則 等

II 国際協力の推進

- ・国際的な執行協力の重要性の認識共有
- ・情報交換を含む執行当局間の協力の促進
- ・統計資料及び最良の実例等の共有
- ・途上国の能力開発及び技術支援 等

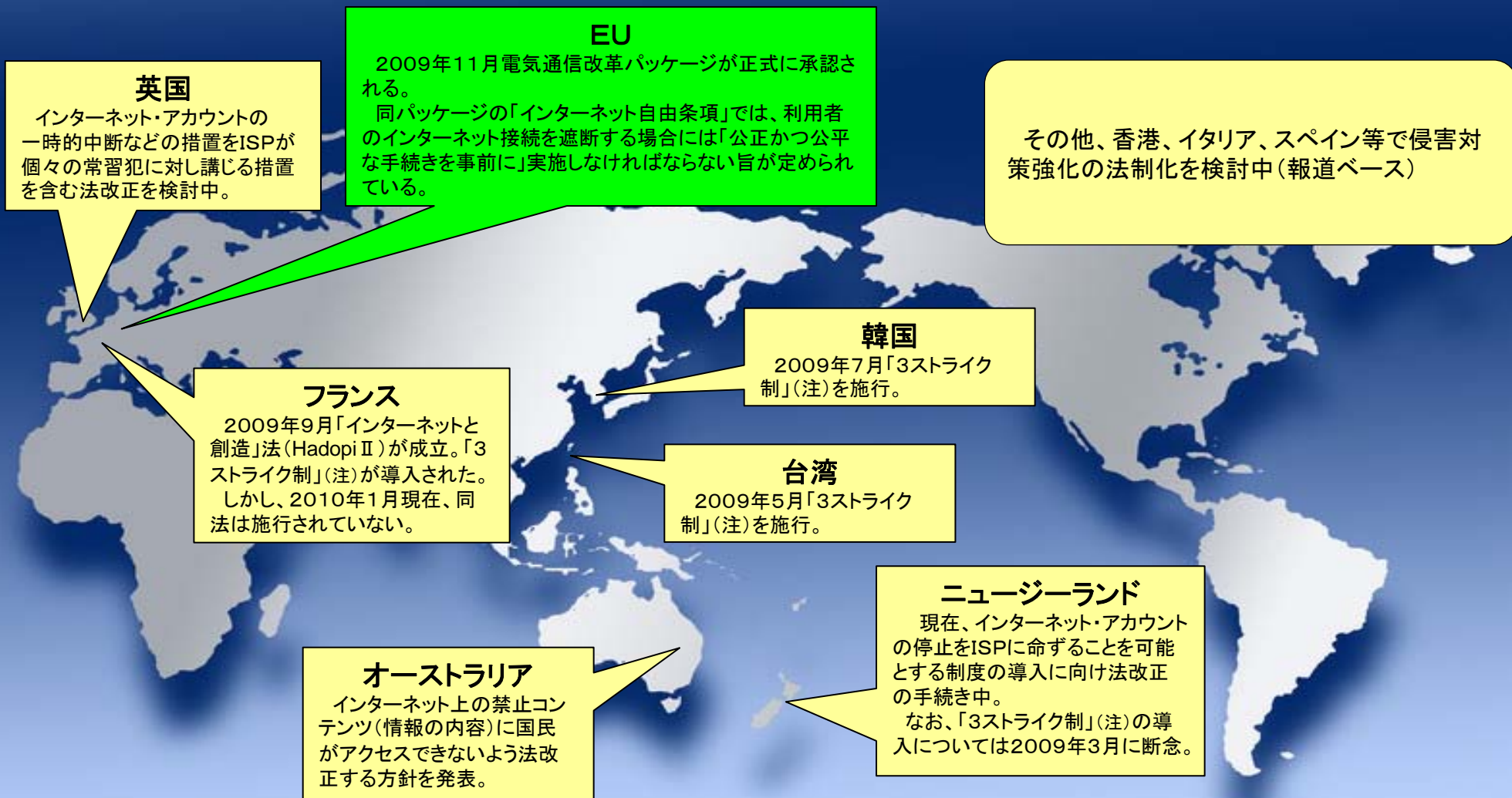
III 執行実務の強化

- ・執行機関における知財専門家の育成
- ・関連情報の収集及び分析
- ・当局間の国内調整の強化、諮問団体の設定の奨励
- ・国境措置におけるリスク管理
- ・執行に係る手続情報の公表
- ・侵害による有害な影響に対する公衆意識の向上 等

留意点

- ACTAの交渉において提示される規制のレベルによっては国内法の改正の可能性あり。

(参考2) 海外における著作権侵害コンテンツ対策の最近の状況



世界において強力な著作権侵害コンテンツ対策を実施する国が増えている。

注: 侵害を繰り返す悪質なユーザーに対して、警告を行った上でインターネットへの接続を遮断する制度。

Ⅱ.各論(アクセスコントロール回避規制 の在り方)

アクセスコントロールの概要

アクセスコントロールは、コンテンツを暗号化する等して視聴を制限する手段。技術破り等への対応のため、コピーコントロール機能とアクセスコントロール機能の複合化が進むとともに、電子配信等においてアクセスコントロール機能そのものの重要性が高まっている。

アクセスコントロール

法的保護

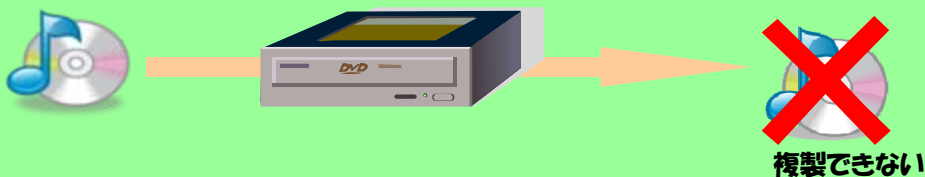
著作物へのアクセス(視聴等)を制御する技術的手段



アクセスコントロールの回避そのものは著作権法の対象外であり、現状は、アクセスコントロールを回避する機器等について、不正競争防止法により保護されている。

(参考)コピーコントロール

コンテンツの無断複製を防ぐ技術的手段

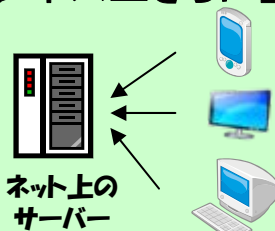


1996年のWIPO新条約の採択を受け、1999年の著作権法改正において、技術的保護手段に関する規定が整備され、保護されている。

○今後、アクセスコントロールはビジネス上さらに重要になる

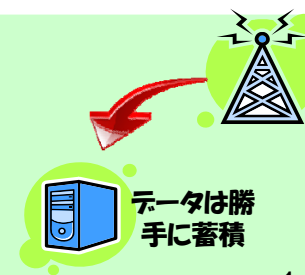
クラウドコンピューティング

ユーザーの機器で複製は行われず、サーバーのコンテンツを直接視聴する



電波等を活用したコンテンツ配信

ユーザーの機器に自動的にコンテンツが複製されるが、視聴するときに課金をする



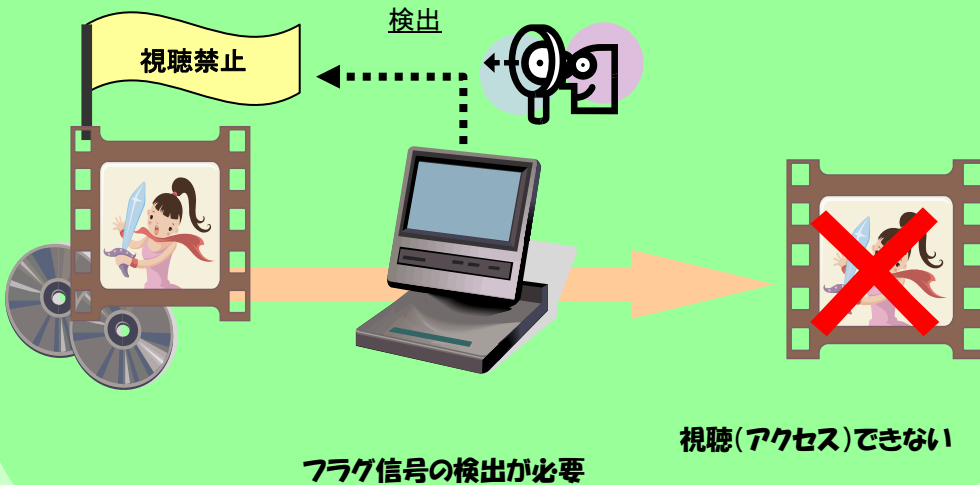
(参考) アクセスコントロール技術のタイプと特徴

アクセスコントロールの技術は、大きく、フラグ方式と暗号方式の2つのタイプに分けられる。

フラグ方式

暗号化されていないコンテンツにフラグ信号を付加し、受け側機器がフラグ信号を検出、反応することで再生・出力を制限

フラグ信号



〔採用例〕
DATレコーダ、MDレコーダ、オーディオCD-Rレコーダ、DVレコーダ、D-VHSレコーダ

暗号方式

コンテンツを暗号化し、復号に必要な鍵等のライセンス契約により、受け側機器での再生・出力を制限

暗号鍵

復号鍵



〔採用例〕
DVDビデオ、DVDオーディオ、スーパーオーディオCD、デジタルTV放送、配信サービス
DVDレコーダ、著作権保護付小型メモリーカード(SDカード、メモリースティックなど)、配信サービス端末ソフトウェア & 対応モバイル

アクセスコントロールを巡って生じている問題例

○マジコン(注1)等の氾濫

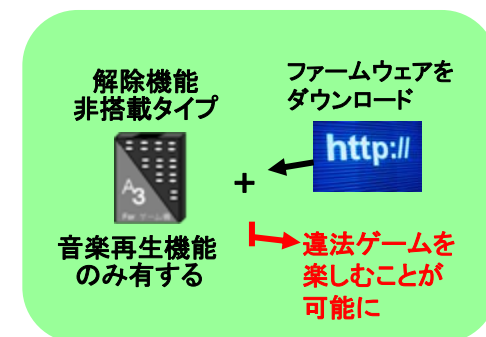
○民事措置をとろうとしても、ペーパーカンパニーのため所在が不明であったり、会社を閉鎖して別の会社を立ち上げる等、「いたちごっこ」となっている。

○手口が巧妙化し、名目上は音楽を楽しむ等の別の機能を謳っているが、実質的には違法ゲームを楽しむことを前提に販売されているケースも出てきている。特に、購入後、ファームウェア(注2)をダウンロードすることによって初めて解除機能を有するが、実質的には回避行為を目的として販売されているものもある。

○回避行為の横行

○マジコンの使用による回避行為が横行するとともに、DVDのCSS(注3)の回避のように、実質的にコピーを保護するために利用されているアクセスコントロールを回避することによって、本来できないはずの複製が行われている。

○アクセスコントロールの回避行為は規制対象となっていないこともあり、同行方を助長する雑誌が多く発売されている。



注1:マジックコンピューターの略。DS等のゲームのセキュリティを回避してゲームを動作させる機器の総称。

注2:ゲーム機、家電製品、パソコン周辺機器等のように、コンピュータシステムを組み込んだ電子機器本体(組み込みシステム)にいろいろな動作をさせるためにダウンロードするソフトウェアのこと。

注3:Content Scramble Systemの略。DVD-Videoに対するアクセスコントロール技術。

Ⅲ.各論(プロバイダの責任の在り方)

プロバイダ責任制限法について

法律の趣旨

プロバイダやサーバーの管理・運営者などの特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、①損害賠償責任の制限 ②発信者情報の開示の2点を規定している。

法律の対象

特定電気通信：インターネットでのウェブページや電子掲示板などの不特定の者により受信されるものが対象

特定電気通信役務提供者：

特定電気通信設備（特定電気通信の用に供される電気通信設備）を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者

- ・プロバイダ、サーバの管理・運営者等が対象
- ・典型的には電気通信事業者に当たるプロバイダが対象になるが、営利の者に限定していないため、電気通信事業者以外の者も対象となる

ガイドラインによる補足

法律で規定できない詳細部分についてはプロバイダと権利者等が作るプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会で作られたガイドラインで定めている。

第3条 権利侵害情報の削除



<権利者に対する責任>

- ① 他人の権利が侵害されていることを知っていたとき
- ② 他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき

以外は削除しなくても免責

プロバイダ等
による対応

削除せず

削除

<発信者に対する責任>

- ① 他人の権利が侵害されていると信じるに足りる相当の理由があった場合
- ② 削除の申出があったことを発信者に連絡して7日以内に反論がない場合

は削除しても免責



第4条 発信者情報の開示請求

① 請求者の権利侵害が明らかであること

② 損害賠償請求の行使その他開示を受けるべき正当な理由があること

の両要件を満たせば開示を請求できる

電子掲示板の管理者
(プロバイダ等)



※開示に応じないことによる損害については、故意又は重過失がなければ、免責

〔 発信者の意思の確認 (原則) 〕

開示しない場合

開示請求

権利者
(侵害されたとする者)

(開示請求の訴え)

裁判所



発信者



損害賠償請求したいが
相手が誰かわからない。

損害賠償請求等

ガイドラインによる具体的運用の概要

プロ責法で規定できない細かい部分については、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会(注)で定めたガイドラインを基に運用を行っている。

著作権情報ガイドライン

2002年5月24日策定

ガイドライン策定の目的

○プロバイダ等が責任を負わない場合を定めるプロバイダ責任制限法3条の趣旨を踏まえ、著作権者等及びプロバイダ等の行動基準を明確化するため策定。

ガイドラインの位置付け

○プロバイダ等の義務を定めたものではないが、プロバイダ等が本ガイドラインに従った場合、裁判手続においても本ガイドラインの解釈が尊重されることが期待される。

ガイドラインの構成

- 申出の手順
- 申出における確認事項
 - ・申出主体の本人性
 - ・著作権者であることの確認
 - ・侵害情報の特定
 - ・著作権の侵害であることの確認
- 信頼性確認団体を經由した申出の手続

発信者情報開示ガイドライン

2007年2月26日策定

ガイドライン策定の目的

○被害者が、発信者情報の開示を請求する権利を規定した法第4条の趣旨を踏まえ、発信者情報開示請求の手続や判断基準等を明確化するため策定。

ガイドラインの位置付け

○これまでに発信者情報の開示が認められた裁判例等を参考として、法第4条の要件を確実に満たすと考えられる場合について、可能な範囲で明確化を図るもの。

ガイドラインの構成

- 請求の手順
- 請求を受けたプロバイダの対応
- 権利侵害の明白性の判断基準等
- 開示・不開示の手続

注:プロバイダの団体、著作権関係の団体、インターネット関係の団体を構成員とし、学識経験者、法律の実務家、海外の著作権関係団体等をオブザーバとして2002年2月に設立された協議会。同協議会では、上記ガイドライン以外に、以下のガイドラインを策定している。「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」(2002年5月発表2004年10月改定)、「商標権関係ガイドライン」(2005年7月発表)。

問題点① 膨大な侵害コンテンツに対応できているか

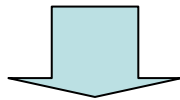
掲示板や動画共有サイトにおいて膨大な量の日本のコンテンツが違法アップロードされており、監視段階から権利者側の対応が追いつかない状況。

膨大な侵害コンテンツ

○アニメ18作品59話について動画投稿サイトに3万8千件余り掲載され、再生回数は6900万回。(2009年年初動画協会調査)

○3つの動画投稿サイトにおける日本の3アーティストの動画投稿件数は約8万6千件、再生回数は770万回。(2009年10月日本レコード協会調査)

「侵害コンテンツ対策をやっているのは、常時十数人。いくらやっても量が膨大できりが無い。(レコード会社)」
 「4、5人が専属で侵害コンテンツの監視を行っている。毎日数百件の削除要請をしている。(放送局)」



- 対処療法だけでは対応に限界
- 削除要請にかかるコストが膨大

(参考)

○2002年以降、累積39万件の削除要請

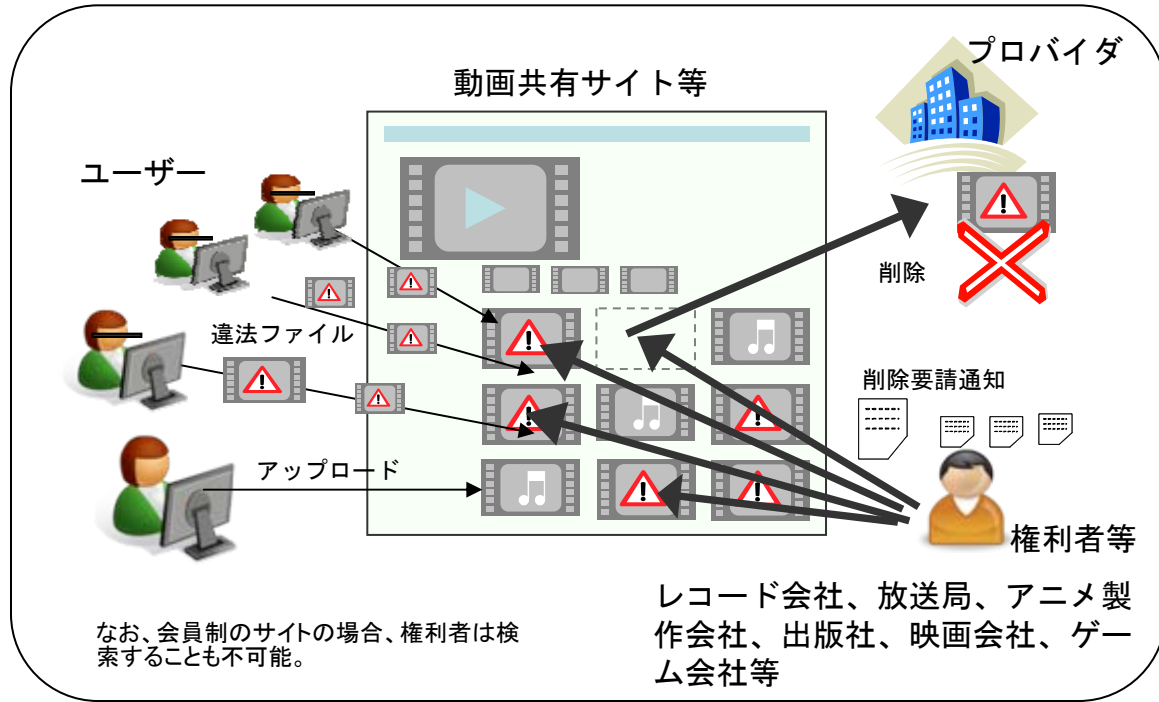
(JASRAC)

○日本レコード協会会員社による削除要請件数2年間で13万件

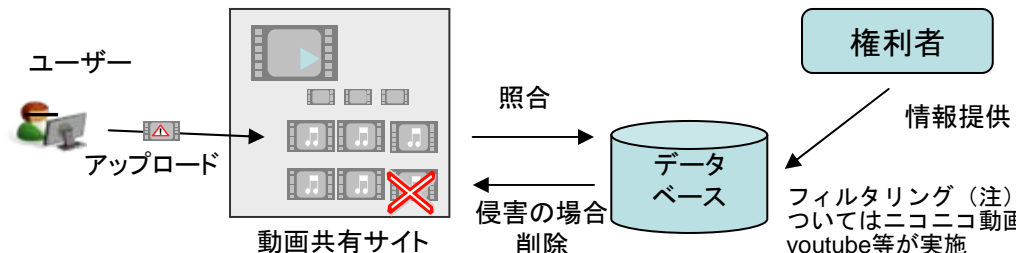
○日本レコード協会では累計28万ファイル以上の削除要請(2007年から)

(日本レコード協会調べ)

注：インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価判別し、選択的に排除する機能のこと。



一部のプロバイダは自主的な侵害対策措置を実施



問題点② 迅速な削除が実現されているか

当事者間のガイドラインにより実態として迅速な削除を担保しているが、大手プロバイダ以外は十分な効果を上げていない。

○通知の手续や削除要件をガイドラインにおいて定めており、大手プロバイダと権利者との間では実質的に迅速な削除を担保しているが、あくまで民間のガイドラインの運用であり、裁判において、必ず信じるに足る相当な理由があったと判断されるとは限らない。

○ガイドライン検討協議会に属していないプロバイダとの関係では、要請があっても即時削除が行われず、削除されるとしても手続きに一定の時間を要することがある。

信頼性確認団体



①削除通知

プロバイダ



②削除

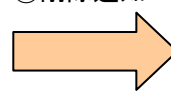


信頼性確認団体(注)との関係では、ガイドラインに基づき即時削除が行われているが、発信者との関係で法律上必ず責任を負わないという訳ではない。

権利者



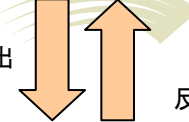
①削除通知



プロバイダ



②削除の申出



③7日以内に反論が無いことの確認



発信者

④削除



発信者との関係で削除まで最大7日間待つ必要がある。7日間の待機期間を定めた趣旨は郵便による申出を念頭においていたため。

問題点③ 迅速な発信者情報開示が実現されているか

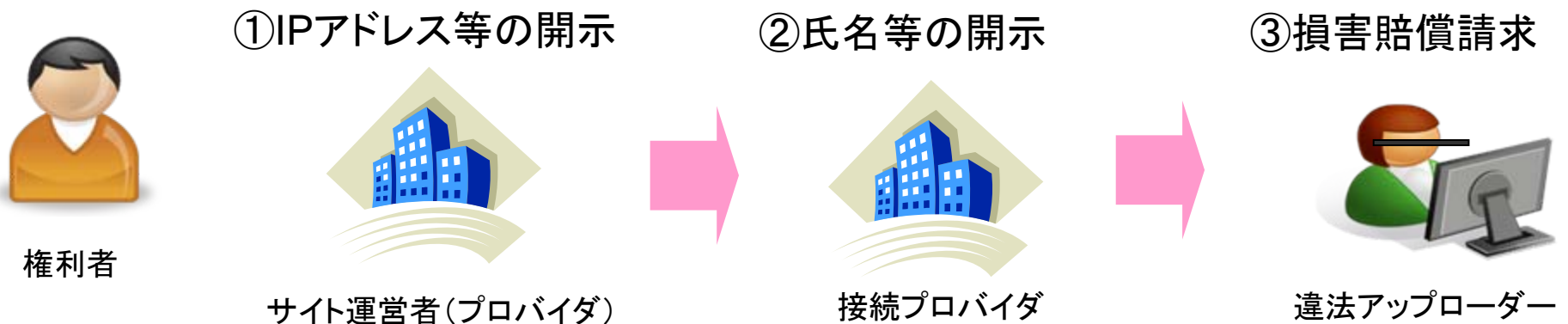
裁判所での発信者情報の開示決定までに時間がかかる上、裁判所を介さず、プロバイダの自主判断で開示を行うケースはまれであり、権利者の迅速な権利執行を妨げているとの指摘がある。

○発信者情報の開示請求に対するプロバイダの回答期限が法定されていないため、開示請求からプロバイダの回答までに3ヶ月程度要する場合もある。非開示の回答後、裁判所で開示請求を行うとすると実際の開示にかかる時間は更に長くなる。特にP2Pの場合には、IPアドレスを早期に押さえる必要があり問題。

○プロバイダは、開示しないことにより生じる損害について故意又は重過失がある場合しか責任が発生しないため、裁判所を介さず、プロバイダが自主判断で開示をすることはほとんどない。

○紛争の当事者でないプロバイダが発信者情報を開示する／しないについて判断しないといけない。

(例) 損害賠償請求するまでの手順

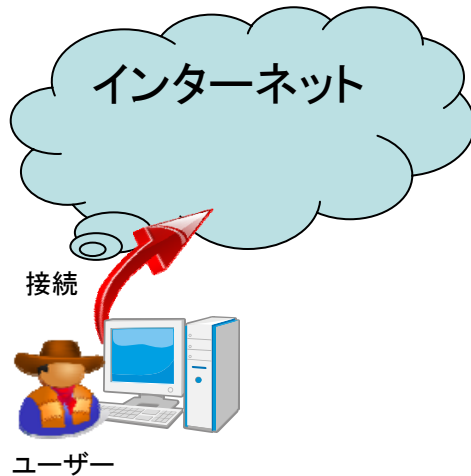


(参考1) プロバイダの多様性

一口にプロバイダといっても接続プロバイダ、動画共有サイト、掲示板等様々な形態がある。

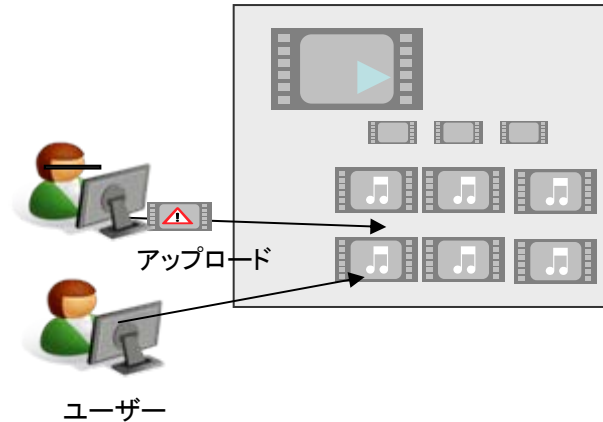
接続プロバイダ

インターネットへの接続を提供



動画共有サイト

動画を共有するサービス



掲示板

インターネット上で利用者が自由に書き込みが出来るシステム



検索エンジン

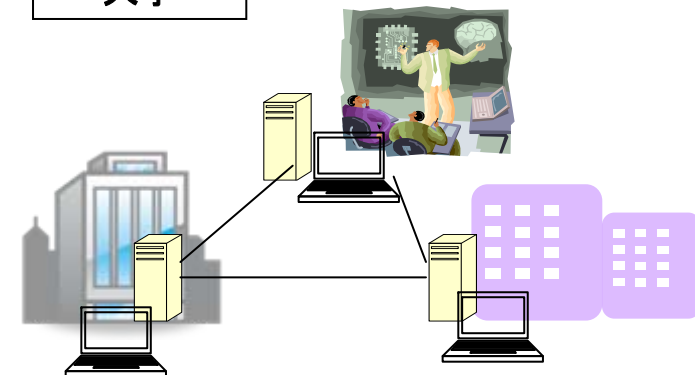
インターネット



個人によるサイト作成



大学



(参考2) 民間等における取組事例

ガイドラインの策定以外にも、違法コンテンツ対策を進めるため、プロバイダと権利者が協力して自主的な取組を行っている。

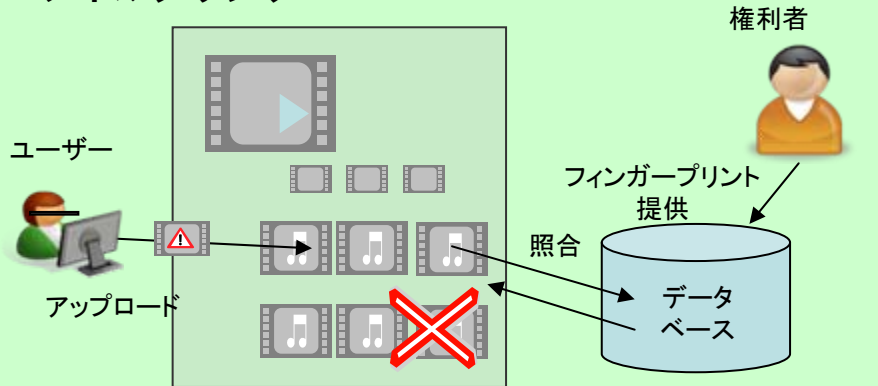
名称	ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会	違法音楽配信対策協議会
<p>具体的活動等</p>	<p>ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害が大きな社会問題化していることを踏まえ、関係者が採り得る被害防止のための対策、必要な手続きを定めること等を目的として2008年5月設立。</p> <p>著作権侵害事案に対して、プロバイダからの確認(警告)メールによる注意喚起を行うことについて検討を行っており、注意喚起メールの送付に関するトライアルを2009年8月に行った。</p> <p>構成員：プロバイダ、権利者団体等</p>	<p>深刻化する違法な携帯電話向け音楽配信(いわゆる「着うた」・「着うたフル」の違法配信)に対する実効性のある対策を検討するため2009年9月設立。</p> <p>携帯端末における違法な音楽の利用防止技術等の対策に関する検討、特に携帯サイトにおける実効性の高いクローリング(注)の在り方に関する検討を行っている。</p> <p>構成員：携帯電話事業者、端末製造事業者、音楽権利者、音楽配信事業者等</p>

注：クローラーと呼ばれるプログラムが、インターネット上のWebページのリンクをたどりながら情報を自動的に収集し、侵害コンテンツを発見すること

(参考3) プロバイダによる侵害対策措置の例

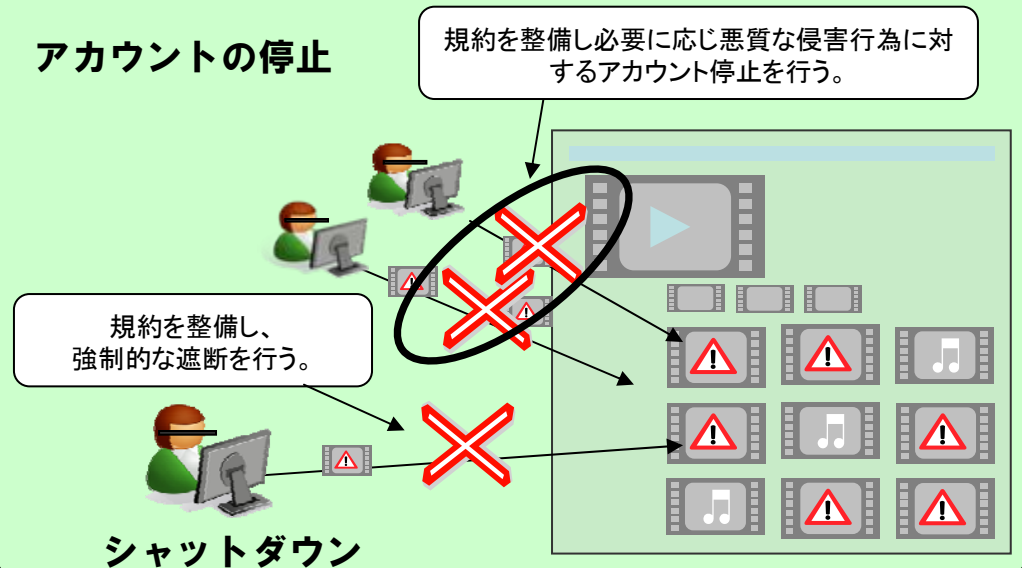
様々なレベルの侵害対策措置があり、一部のプロバイダではすでに実施されている。

フィルタリング

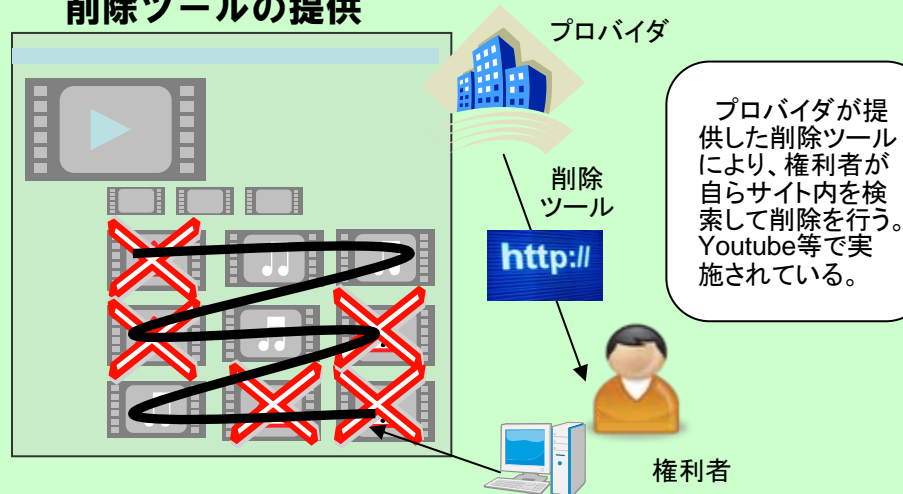


権利者から提供されたフィンガープリント(コンテンツの同一性を証明するデータ)により、プロバイダ側が著作権侵害コンテンツを自動的に検出。ニコニコ動画、youtube等で実施。

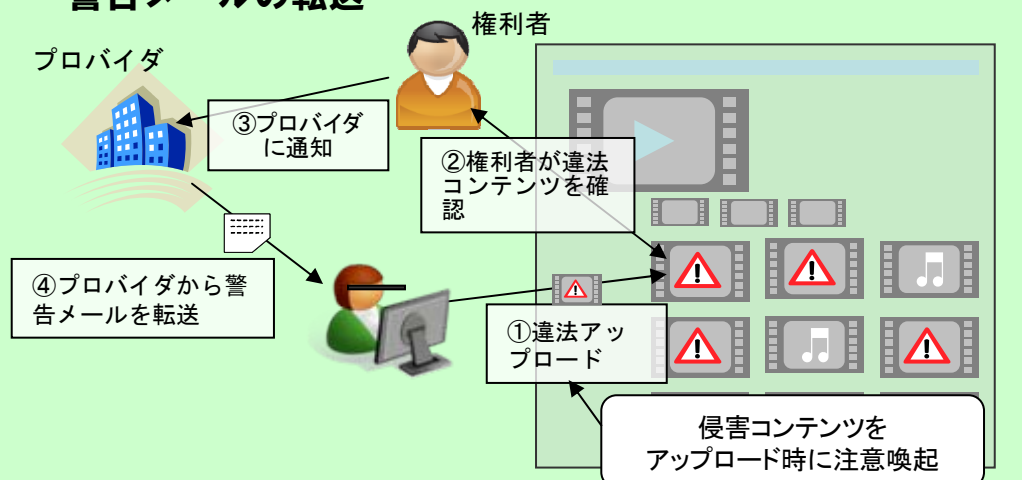
アカウントの停止



削除ツールの提供



警告メールの転送



侵害コンテンツの発見・管理技術は年々向上している

(参考4) 各国の法制度

		米 国		E U			韓 国	日 本	
				英 国	仏 国	独 国			
根拠法		デジタル・ミレニアム著作権法	連邦通信法 (通信品位法)	電子商取引指令	電子商取引規則	デジタル経済法	メディアサービス州間協定	情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律	プロバイダ責任制限法
対象行為		著作権侵害	わいせつ・不快な情報	分野の限定なし	分野の限定なし	分野の限定なし	分野の限定なし	分野の限定なし	分野の限定なし
法的責任の免責要件	接続サービス	・無差別、自動的	・無差別、自動的	・無差別、自動的	・無差別、自動的	・無差別、自動的	・無差別、自動的	・善意、無過失 ・違法性通知時の即時削除、必要な措置	①情報の流通を放置した場合 ・権利侵害情報であることについて善意、無過失 ②情報を削除した場合 ・権利侵害情報であることについて善意、無過失又は発信者に対する照会への回答なし
	キャッシング	・効率目的の自動的蓄積 ・無差別、自動的	・アクセス制限、防止措置 ・善意、無過失	・効率目的の自動的蓄積 ・無差別、自動的	・効率目的の自動的蓄積 ・無差別、自動的 ・原情報排除時の即時削除	・効率目的の自動的蓄積 ・無差別、自動的	・効率目的の自動的蓄積 ・無差別、自動的 ・原情報排除時の即時削除		
	ホスティング	・善意、無過失 ・管理権、利得の欠如 ・ノティス・アント・テイクダウン手続		・善意、無過失 ・違法性認知時の即時削除	・善意、無過失 ・違法性認知時の即時削除	・善意、無過失 ・違法性認知時の即時削除	・善意、無過失 ・違法性認知時の即時削除		
	レファレンスサービス	・善意、無過失 ・管理権、利得の欠如 ・ノティス・アント・テイクダウン手続		—	—	—	—		
監視義務		免除	—	一般的義務の禁止	—	免除	—	—	—
発信者情報開示		文書提出命令 ・侵害通知の写し ・宣誓供述書 ・書記官の形式審査	—	公的機関への開示	—	公的機関への開示	—	—	開示請求権 ・権利侵害が明白 ・正当な理由
備 考		<ul style="list-style-type: none"> 対象行為について、著作権侵害、わいせつ・不快な情報を区別して規律 デジタル・ミレニアム著作権法は民事責任についてのみ規定、連邦通信法は民事責任、刑事責任の免責について規定 著作権侵害については、プロバイダの対応について詳細に規律 著作権侵害行為の差止命令の範囲を、素材除去・アクセス禁止に限定 		<ul style="list-style-type: none"> 対象行為について分野の限定なし 英国、仏国は民事責任、刑事責任の免責について規定(EU、独国は規定上明確でない) 違法性認知時の即時削除が免責の要件 			<ul style="list-style-type: none"> 対象行為について分野の限定なし 民事責任についてのみ規定 違法性通知時の即時削除、必要な措置が免責の要件 権利侵害者の削除権、反論内容の掲載要請権を規定 		<ul style="list-style-type: none"> 対象行為について分野の限定なし 民事責任についてのみ規定

山本隆司「プロバイダ責任制限法の機能と問題点」(コピーライト 2002.7)等各種資料を参考に
総務省が配付した資料(2007年10月 通信・放送の総合的な法体系に関する研究会(第17回))より抜粋(一部調査中の箇所あり)